

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2014 年 9 月 11 日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第 9 次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10：15 弁論前集会 (緑町北公園)

10：45 入廷 (地裁 405 号法廷)

11：00 開廷

終了後 裁判所内で報告集会予定

.....

※集会～地裁敷地に入るまでは、横断幕を掲げ、原告団の方は、たすき、ゼッケンをつけます。裁判所入口でこれを外しますので、トラブルにならないよう協力ください。

第 9 次横田基地公害訴訟 第 7 回法廷の内容は…

本日 9 月 11 日の期日では、原告側から準備書面 5 (横田飛行場の設置・管理の経緯について) と準備書面 6 (各地域毎の被害状況について) を提出しました。

詳細については、荒木弁護士の意見陳述をご参照いただければと思います。

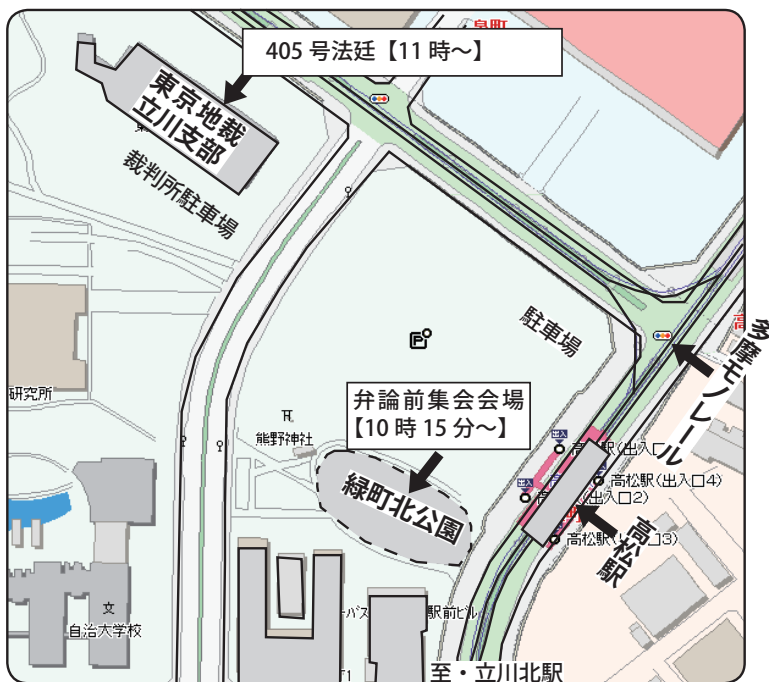
被告国側からは、準備書面 7 (地上騒音について) と準備書面 8 (危険への接近の法理について) が提出されました。

国は、地上騒音について、地上騒音は飛行場の中央部分に位置する試運転場等で発生すると考えられ、周辺地域との間には多数の建物も存在するから、周辺地域への影響は大きくないなどと主張しています。しかし、地上騒音については、原告住民の多くがその被害を訴えているところで、被告の主張は実態と合致しないものです。

また、国は、これまでの裁判例でも適用が否定されてきた「危険への接近の法理」を持ち出し、横田飛行場の騒音被害が広く社会問題化した昭和 41 年 1 月 1 日以降に転入してきた原告らについては、特段の事情がない限り、損害賠償請求が認められない、あるいは、賠償額が減額されるべきなどと主張しています。

「危険への接近の法理」とは、「危険の存在を認識しながらあえてそれによる被害を容認して接近した」といえるような場合に適用され得るもので、そのような場合には、その者の損害賠償請求を認めない、あるいは、賠償額を減額するという理論です。

しかし、横田飛行場の騒音被害が広く社会問題化した後に転入してきたからといって、その者が騒音被害の存在を認識し、容認して接近してきたなどとは、とても推認できないのであって、被告の主張は暴論です。



これらの地上騒音、危険への接近の法理については、今後、詳細に反論していきたいと思います。

【弁護団 (荒木弁護士) の意見陳述内容】

第 1 地域ごとの騒音被害について

原告らは横田基地の航空機騒音により、多大な被害を受けていますが、今回は、騒音被害について原告らの居住地ごとに、その被害の実態を述べます。

1 瑞穂町及び入間市の原告が受ける騒音被害について

瑞穂町は、横田基地の北側に隣接した地域であり、入間市はその北側に位置しています。瑞穂町の南側中心部に滑走路が挟むように延びていることから、原告らは、

(裏に続く)

横田基地を利用する様々な米軍機の騒音に日夜悩まされ続けています。その中でも、瑞穂町及び入間市の原告が特に騒音被害を訴えているのは、滑走路北側からの米軍機の離着陸音、エンジンテスト等の地上音、C 1 3 0 輸送機やヘリコプターの旋回訓練による騒音被害です。特に、C 1 3 0 輸送機の旋回訓練は、大きなプロペラ音が何度も行ったり来たりと一時間程続くこともあり、気が狂いそうになると訴える原告もいるほどです。

2 福生市の原告が受ける騒音被害について

福生市の原告らは、全員が横田基地の南西側から南側に隣接した熊川地域に居住しており、その中でも、基地西側と南側に居住する原告で、受けている騒音被害は異なっています。基地西側の原告は、C 1 3 0 輸送機等の旋回訓練時の騒音被害が特に大きいと感じており、基地南側の原告は、滑走路南端に近接していることから、離着陸音や、滑走路南側で行われるエンジンテスト音による被害を強く受けています。

3 立川市の原告が受ける騒音被害について

立川市の原告らは、基地滑走路南端に近い西砂町及びその周辺地域に居住しています。そのため、滑走路南側から離着陸する米軍機が原告らの自宅上空を低空で飛行するため、それに伴う離発着音による騒音被害が大きく、滑走路南側で行われるエンジンテストによる騒音にもさらされています。また、ヘリコプターの旋回訓練による騒音被害もあり、時には数時間にわたり騒音に悩まされることもあります。

4 昭島市の原告が受ける騒音被害について

昭島市は、基地滑走路南側延長線上に東西に横たわる形をしており、原告らのほとんどは、基地の真南、滑走路の延長線上の地域に居住しています。そのため、昭島市内の原告のほぼ全員が、自宅の真上を通過する戦闘機や大型輸送機の爆音による被害を受けており、大型輸送機の通過音については、家が揺れる程の衝撃だと述べる原告もいるほどです。また、昭島市の原告らは、旋回訓練等による騒音被害も日常的に受けています。自宅上空が旋回訓練のコースに入っていると訴える原告も多く、ひとたび旋回訓練が始まると、数分おきに爆音にさらされることが数時間にわたり続き、轟音を響かせ続けています。さらに、ヘリコプターの通過音、旋回訓練音についても、原告らは多大な被害を受けており、基地に近いためエンジンテスト等の地上音の被害も受けます。

5 八王子市及び日野市の原告が受ける騒音被害について

八王子市及び日野市は横田基地に隣接しないものの、原告らが居住する地域は滑走路延長線上に位置しています。そのため、大型輸送機やジェット戦闘機が離着陸する際に、同地域の真上を爆音を立てながら通過し

ていきます。その際の状況について、戦闘機が飛んでくるときはいきなり耳をつんざくような大騒音に襲われる、大型輸送機はゴーッという低音で体に振動を感じ、迫ってくる圧迫感があると述べてる原告もあり、耐えがたい騒音にさらされています。

また、C 1 3 0 輸送機が、旋回訓練の際に、多摩川沿いや多摩川を越えて旋回してくる場合も多く、旋回訓練による騒音被害も大きく受けており、ヘリコプターの通過音による騒音被害も受けています。

第2 騒音被害による影響について

以上のように、原告らは横田基地の航空機騒音により多大な被害を受けており、こうした被害が原告らの心身に様々な影響を及ぼしています。

1 健康被害について

原告の多くが、騒音による被害として耳鳴りや難聴といった聴覚障害の症状や、頭痛や肩こり、目の痛み、胃腸障害、めまい、高血圧、喘息等の症状を訴えています。特に、聴覚障害の症状を訴えている原告の相当数は、現在の住所地に引っ越してきてから、症状を自覚するようになったと感じており、基地騒音に長年さらされ続けることによりこうした重大な身体的被害を受けているものです。

2 睡眠妨害について

原告の多くが、朝や夜に米軍機の騒音がするため、寝付けず、むりやり起こされるといった睡眠妨害を経験したことがあると話しています。特に、勤務形態が不規則な原告が、睡眠を妨害されることにより受ける精神的・身体的ストレスは非常に大きいものです。

3 精神的被害について

原告らは、基地の航空機による騒音や振動による精神的苦痛に加え、低空飛行や、墜落・部品の落下等の恐怖、不安感を日々感じて生活せざるを得ない状況にあります。

4 学習の妨害

原告らが居住する地域の小学校や中学校では、基地滑走路の延長線上や旋回訓練のコース内に位置している学校も多くあります。そのため、航空機の騒音により授業が中断してしまうことも多く、原告らの多くも、子供たちが授業に集中できなかったり、イライラして落ち着きがない等の影響があることを感じています。

5 小括

以上のように、米軍機の爆音にさらされ続ける地域に長年居住している原告らは、その心身に多大な被害を受けており、日常生活を送る上で、常に航空機の騒音を意識せざるを得ないという極めて異常な状況での生活を余儀なくされています。裁判所においては、原告らの被害の実態を真摯に受け止め、横田基地騒音問題を解決して頂きたいと切望致します。

【原告の陳述：横田基地南側の昭島市美堀町に住んでいる原島清さんの陳述の内容】

第1 居住歴について

1 私は、平成9年9月15日に、現在の住まいである「昭島市美堀町（詳細番地省略）」に引っ越してきました。

2 それまでは、「立川市一番町（詳細番地85g省略）」に住んでいましたが、近くの昭島市美堀町に移ってきた次第です。

3 実家も立川市曙町で、長年、この地域で過ごしてきました。

第2 基地被害について

1 C130という飛行機が、旋回訓練する音がうるさいです。しかも訓練は、3機くらいが続けて飛んでくることが多いです。行ったかなと思うとまた飛んでくるという状況で、なかなか騒音がやみません。

ぶつかるのではないかとというくらい低い高度を飛んでいるときもあり、圧迫感もあります。

C130の飛行が最も頻度が多く、この騒音に悩まされています。

2 ヘリコプターは通過に時間がかかり、その間ずっと「バタバタバタ」という音が続き、うるさいです。

3 戦闘機の騒音がうるさいのはもちろんのこと、ギャラクシーという大型輸送機の音もうるさいです。

戦闘機が上を飛んでいくときは、圧迫感のある高音が響きます。また、離陸するときのジェット噴射の音もうるさいです。

ギャラクシーは「ゴォー」というものすごい重低音が轟き、立ちすくんでしまうほどです。また、戦闘機よりも長い時間その音が続きます。

4 地上のエンジンテスト音の「ゴー」という音も、特に朝は響いてきます。

5 飛行機が通過すると、窓が共鳴して震え、窓ガラスに触ると振動が手に響きます。

6 現在の美堀町の住所は、横田基地の飛行ルートであり、立川市一番町に住んでいたときより、相当地にうるさいです。

第3 生活妨害

1 上に述べたどの飛行機が飛んでも、テレビの音は聞こえなくなります。

大事な場面で、聞こえなくなると、我慢して、早く飛行機が通過してくれるのを望むばかりです。

2 家ででの会話や電話などについても同じことです。

3 私は既に定年退職しており、家で過ごしたり、家の近くを散歩して過ごすことが多いので、絶えず飛行機の騒音にさらされているという状況です。

4 また、ボランティアで週2回、拝島第2小学校の校門前で子供達に声かけ運動をしているのですが、ここは特に滑走路延長線上の真下にあり、うるさいです。

これでは、教室の中での授業もままならないのではないかと思いますし、校庭で体育の授業や行事をしているときにもうるさくてしょうがないだろうと思います。

5 外にいるより家の中にいる方が幾分かは騒音の音は和らぎますが、9～11月、4～6月頃は、窓を開けて過ごすことが多いので、家の中にも騒音にさらされます。

6 飛行機が通過するときは、どうすることもできず、いらいらしがちです。

第4 防音工事

1 私が住んでいる部屋は3LDKの間取りですが、10年程前に4部屋の防音工事がなされています。

2 防音工事とはいいますが、窓枠サッシが加工され、密閉できるようになっているという程度のものです。当然、騒音を遮断できるようなものではありません。

第5 最後に

1 これまで何十年にもわたって、横田基地の騒音に悩まされてきましたが、これまではどうしようもないことなのだと、耐えて過ごすだけでした。

2 しかし、今回、昭島の知人から、横田基地の騒音被害をなくすための活動をしていると聞き、その一つとして本件訴訟があることを知りました。

同じ意思を持つ仲間とともに、騒音被害をなくすため、私も意思表示をし、共に活動したいと思い、本件追加訴訟に原告団として加わりました。

3 今、話題になっているオスプレイが横田基地にも頻繁に飛来しています。

このような状況では、今後も様々な飛行機が配備され、騒音がなくなることはないと思います。

4 国には、基地騒音の実態を真摯に受け止めていただき、その被害を1日でも早くなくすよう努力していただきたいと願うばかりです。

※（編注）個人住所を特定してしまうため、番地は省略しました。

オスプレイ (MV-22), 横田基地に飛来



私たちや周辺自治
体の申し入れ, そし
て日米合意も無視

7月19日, 沖縄県普天間基地に配備された海兵隊のオスプレイ (MV-22) 2機が岩国基地経由で横田基地に飛来した。目的は, 北海道札幌飛行場＝陸自・丘珠駐屯地で民間団体が行う航空機イベントに展示のため, 給油地としての立ち寄りだった。そして, 7月21日にも北海道帰りに立ち寄った。

そして, 8月29日, 8月31日に横田基地で行われる総合防災訓練への参加を理由として, 2機が飛来し, 31日に伊豆大島付近まで訓練飛行を行い, 9月2日に岩国基地経由で帰った。

そして, 9月5日, 今度は9月6日～7日に横田基地で行われる日米友好祭 (基地開放日) での展示を目的として, またもや2機が飛来。9月8日に岩国基地経由で帰った。

この間, 結局は中止になった横田基地への飛来は, 7月6日・7日台風からの緊急避難によるものと, 8月9日・10日の人員輸送を理由とするものがあったが, どちらも天候を理由として中止になった。また, 9月4・5日の陸自・東富士演習場での訓練参加時の給油を目的とする飛来も計画されたが, 結局は中止となった。

そして, 厚木基地には, 横田に先駆けて7月15日に1機が飛来～キャンプ富士での訓練を終えた後7月18日に厚木基地経由で普天間に帰ったが, その後も, 8月18日に静岡・山梨両県の陸自・演習場での訓練のため4機が飛来～1機のみ23日に帰り, 残りの3機は25日に帰った。

この間に佐賀空港へのオスプレイ配備が取りざたされるなど, 東日本の7月～9月は, オスプレイに振り回されっぱなしだった。

私たち原告団・なくす会は, 事故が多発しているオスプレイの飛来中止を求め, 諸団体とも連携を深め, 様々な活動を行った。また, 周辺自治体も安全についての十分な説明や飛来の早期通知等を求めた。米軍・防衛省側は, 後になるに従って, 通知などがいい加減 (周辺自治体に通知後15分程度で離陸した例もあった) になるとともに, 日米合同委員会合意事項の「基地外での転換モード～垂

直離着陸モード (ヘリモード)」はできる限り行わない」は, 着陸時に無視され続けた。

オスプレイは, 固定翼モード (通常の飛行機のようなプロペラの形で飛ぶ) からヘリモードに至る間の転換モードの時間帯に浮力を失って, 高度を保てない。この状態のときに, 人々の生活空間の上を飛ばないというのが, 日米合意の趣旨だが, 米軍も日本政府も, それを守る・守らせる気は全くないことが, 明白になった。

ということで, 日米合意違反の証拠写真を例示する。
(原告団事務局)



8/29午後2時51分。昭島市上空のMV-22。転換モード～ヘリモードになって横田基地へ向かっている。



9/5午後1時6分。瑞穂町上空のMV-22。転換モードを終え, ヘリモードになって横田基地への着陸態勢をとっている。